

【注意書きを必ずお読みのうえ、の中をご記入ください】

株式会社 川商ハウス 殿

開示請求書

年 月 日

氏名
住所
TEL
連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

貴社の保有する個人データの公開に関する規定に基づき、私とそのデータの本人であることを証明する書類を添えて、下記のとおり情報の開示を請求します。

記

1. 請求する保有個人データの名称等

(請求する保有個人データが特定できるよう、できるだけ具体的に記載してください)

2. 希望する開示の方法 (□印にレ印をつけてください)

- 書面の郵送
 その他 (上記の方法が使えない場合に限りです)

{

}

<開示請求手数料> 1件につき600円

手数料

円

※以下の欄は記入しないでください。

処理欄	請求日	開示日	担当者	本人確認書類	備考 (その他実費)

当社の「保有個人データ」開示請求にあたって

1. 請求の対象となる「保有個人データ」

この請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第5項に規定されるものをいい、当社が、開示等の権限を有する個人データです。

なお、同法律により、次に該当するものは請求の対象から除きますのでご了承ください。

(1) その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの。

- ① 個人情報の本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 6ヶ月以内に消去することとなるもの

2. 請求者および代理人の確認にあたって

(1) この請求に際しては、請求する個人情報の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、本人の氏名と住所・生年月日が記載された「**5.本人確認書類一覧**」の中から1種類を選び、本籍地を伏字したコピーを同封してください。

(2) 開示等の請求をするものが法定代理人(未成年者又は成年被後見人)もしくは、開示等の請求をすることについて本人が委任した代理人である場合は、前項の本人確認書類に加えて、下記の書類を同封してください。

【法定代理人の場合】法定代理権を有することを確認するための書類(3か月以内に発行された登記事項証明書原本、親権者の場合は扶養家族(子)が記載された有効期限内の保険証の写しも可)

※登記事項証明書原本につきましては、還付請求が可能です。原本の還付をご希望の方は、登記事項証明書のコピーへ①原本還付(赤字)を記入②上記は原本と相違ありません③署名・捺印し、同封してください。

【委任による代理人の場合】印鑑証明の印鑑を押印した委任状及び本人の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

3. 請求手数料について

当社は個人情報保護法第30条に基づき、開示の請求にあたり下記のとおり手数料を定めております。開示請求書の提出時にお支払いください。郵送で提出の場合は金額分の切手を同封してください。

開示請求手数料 1件につき 600円

なお、その他実費を要した場合は、別途、請求させていただきます。

4. 次に該当する場合は、この請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 請求に係る個人情報の本人および第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- (4) 本人確認ができない場合
- (5) 当社の定めた請求手続きに従わない場合
- (6) 手数料をお支払いいただけない場合

5.本人確認書類一覧(ご本人確認のための書類としてご提出頂く必要がございます。)

- (1) 運転免許証(有効期限内で公安委員会発行のもの。現住所が記載されているもの。)の写し。
- (2) 学生証(有効期限内のもので、氏名、顔写真、生年月日、現住所が記載されているもの。)の写し。
- (3) 旅券(有効期限内のもので、氏名、顔写真、現住所が記載されているページ)の写し。
- (4) 健康保険証(有効期限内のもの)の写しを添付してください。
- (5) 障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳(有効期限内のもので、氏名、現住所が記載されているページ)の写し。
- (6) 外国人登録証明書(有効期限内のもの)の写し。
- (7) 上記①～⑥の写しに現住所が記載されていない場合、現住所が記載されている住民票(発行後3ヶ月以内のもの)の写しを添付してください。